

事業群評価調書(平成29年度実施)

基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主管所属	福祉保健部福祉保健課
施策名	(2) 誰もが安心して暮らし、社会参加のできる地域づくり	課(室)長名	上田 彰二
事業群名	高齢者や障害者等が安心して暮らすための環境整備及び支援の充実	事業群関係課(室)	障害福祉課

1.計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文) 高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加できるよう、バリアフリー、地域包括ケアシステム、見守り体制、福祉サービスの円滑な利用のための援助体制等の環境整備を図ります。また、虐待の防止、差別の解消、成年後見制度の普及啓発など権利擁護を推進します。						(取組項目))施設のバリアフリー化の促進)福祉サービスの適切な利用の推進)パーキング・パーミット制度の普及)高齢者・障害者および介護者の日常生活の負担軽減
指 標		最終目標 (H32)	目標 (H28)	実績 (H28)	達成率	(進捗状況の分析) 障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、一定の収入を得る必要があり、一般就労への移行支援とともに、就労継続支援B型事業所など福祉的就労の場で障害者に支払われる工賃の水準を引き上げることが重要である。平均工賃実績も年々、増加しているが、現状の課題として、商品づくりのノウハウや生産能力が不足している等により、一つの事業所では大規模な受注に対応することが難しい、除草や清掃等の役務サービス並びに食品や手芸品等の商品について企業や消費者へのPRが不足している、経営のノウハウが不足しているため、効率よく収益に繋げることができていない、などがあげられる。このため、県では「第2期長崎県工賃向上計画」を策定し、各種の事業に取り組んでいる。
事業群	障害福祉サービス事業所での福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額	18,200円	15,600	15,919円	102%	
関連指標						

2.28年度取組実績(H29新規・補正は参考記載)

取組項目	事務事業名	事業期間	事業費(上段:実績、下段:計画、単位:千円)			事業概要		指標(上段:活動指標、下段:成果指標)					28年度事業の成果等	中核事業	
			H28実績	一般財源	人件費(参考)	事業対象	28年度事業の実施状況 (29年度新規・補正は事業内容)	指標	主な目標	H28目標	H28実績	達成率			
	H29計画		一般財源	人件費(参考)	H29目標					—	—				
取組項目i	福祉のまちづくり条例 施行事業費	H10-	3,372	3,372	1,608	民間事業者	福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリー化を行う施設の届出書の受理・指導等の事務について、長崎市と佐世保市へ委任し、条例施行の推進を図り、高齢者や障害者等すべての人が安心して暮らせるまちづくりを整備した。	活動指標	長崎市・佐世保市において、福祉のまちづくり条例でバリアフリー化を求めている施設数(箇所)	120	100	83%	施設数は目標より下回ったが、条例に基づき指導等が行われ、全ての施設で基準を満たすこととなった。	○	
										110	—	—			
	福祉保健課		3,790	3,790	1,614			成果指標	長崎市・佐世保市におけるバリアフリー化施設の整備率(%)	100	100	100%			
										100	—	—			

取組項目 ii	福祉サービスに関する苦情解決事業費	H12-	6,940	3,470	804	福祉サービス利用者、その家族等	福祉事業所等の段階で解決できない苦情やトラブルなどについて、必要な助言、相談等を行い、福祉サービスの適切な利用・提供を支援した。	活動指標	苦情解決会議体の開催数(回)	6	6	100%	苦情・相談については、受け付けた案件は全て解決しており、福祉サービスの適切な利用又は提供に繋がった。 (苦情相談受付件数) H24:91件 H27:65件 H25:58件 H28:80件 H26:74件	○
	福祉保健課		6,940	3,470	807			成果指標	苦情解決率(%)	100	100	100%		
	福祉サービス第三者評価推進事業費	H16-	593	476	4,021	福祉サービス事業者及び利用者	福祉サービス事業者及び利用者以外の第三者が事業者を評価し、福祉サービスの質の向上を図った。	活動指標	評価調査者研修会開催数(福祉サービス)(回)	2	2	100%	評価調査者の研修を実施し第三者評価の質の向上に努めた。評価受審の事業所数は、目に見えた事業者のメリットがなく、目標を下回っているため第三者評価の意義等を事業者に周知し、受審者数向上を図る必要がある。 (受審件数) H24:12件 H27:28件 H25:17件 H28:16件 H26:22件	○
			1,058	890	4,037			成果指標	評価を受審した事業所数(福祉サービス)(件)	28	16	57%		
										28	—	—		
	福祉保健課													
取組項目 iii	身障者用駐車場利用証事業費	H19-	536	536	2,412	身体障害、高齢等により歩行が困難と認める者	県と協定書を締結した公共的施設の身障者用駐車場を利用できる方を明らかにし、本当に必要な方のために駐車スペースを確保するため、県内共通のパーキングパーミット(身障者用駐車場利用証)を交付した。	活動指標	利用証交付枚数(枚)	2,752	2,891	105%	利用証の交付枚数は目標を達成しており、制度の県民への浸透が進んでいると思われる。協力施設増加数も目標を達成できた。	○
	福祉保健課		509	509	2,422			成果指標	協力施設増加数(施設)	2	3	150%		
										3	—	—		
取組項目 iv	福祉のまちづくり推進補助事業費	H9-	1,744	0	1,608	高齢者および障害者	市町が実施する「高齢者・障害者住宅改造助成事業」に対して補助金を交付した。	活動指標	実施市町数(市町)	14	13	92%	実施市町は目標をわずかに達成できなかった。申請件数は目標の半分となったが、これまでの事業実績で改修が進んだことや、既存の介護保険事業の活用等により申請件数そのものは減少している。	○
	福祉保健課		2,315	2,315	1,614			成果指標	申請件数(件)	68	35	51%		
										43	—	—		

3.実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i)施設のバリアフリー化の促進

- ・福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリー化を行う施設の届出書の受理・指導等の事務を長崎市と佐世保市へ委任することにより、一体的かつ効果的な条例施行の推進を図り、高齢者や障害者等すべての人が安心して暮らせるまちづくりを行っているが、長崎市、佐世保市のバリアフリー化が義務付けられた施設は100%の整備率であり、バリアフリー化の推進はもとより社会的にも浸透してきている。
- ・福祉のまちづくり条例が全面施行された平成10年度以降に建てられた施設はバリアフリー化が義務化されているが、それ以前に建てられた施設については、バリアフリー化は努力義務であるため、未だバリアフリー化されていない施設のバリアフリー化については今後の課題である。

ii)福祉サービスの適切な利用の推進

- ・運営適正化委員会(県社会福祉協議会)は、利用者等からの苦情や相談等に対して解決に向けての助言・指導を行うと共に、必要に応じて調査、あっせん等を行い、福祉サービスの適切な利用、並びに質の高い福祉サービスの拡充、提供を行った。
- ・福祉サービス第三者評価について、一昨年保育所において評価に係る受審料の補助新設により増加したが、昨年度は受審が減少した。他の福祉サービス事業者についても相当の受審費用と事務の手間がかかり、低調に推移していることから、受審することについてのメリットを周知するなど新たな取組が必要になる。

iii)パーキング・パーミット制度の普及

- ・県と協定書を締結した公共的施設の身障者用駐車場を利用できる方(身体障害、高齢、難病、知的障害等により歩行困難と認める者)を明らかにし、駐車スペースを確保するため、県内共通のパーキングパーミット(身障者用駐車場利用証)を交付している。
- ・利用証の交付枚数は目標を達成しており、パーキングパーミット制度が浸透されてきていると思われる。
- ・協力施設の増加数は目標値を達成したものの、近年伸び悩んでおり、制度の周知にあわせ、施設への協力依頼を行っていく必要がある。
- ・また身障者用駐車場の不適正利用により、必要な人が利用できない状況もあり、適正利用の周知も必要である。

iv)高齢者・障害者および介護者の日常生活の負担軽減

- ・高齢者や障害者の日常生活を容易にするとともに、介護者の負担を軽減するため、住宅改造の促進を図るため、対象者の行う工事に要する経費について市町が助成を行っており、当該助成に要する経費の1/2を県が市町に対し補助している。
- ・申請件数は、近年、減少傾向であり、既存の介護保険制度等でも改修ができることから、事業の廃止も含め制度の見直しが必要である。

4. 29年度見直し内容及び30年度実施に向けた方向性

取組項目	事務事業名	29年度事業の実施にあたり見直した内容 (H29の新たな取組は「H29新規」等と記載、見直しがない場合は「-」と記載)	30年度事業の実施に向けた方向性		
			事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i	福祉のまちづくり条例 施行事業費	—	—	今後も事業者への指導等や適合証を交付した事業をホームページに掲載するなど、引き続き施設のバリアフリー化の促進を図り、高齢者や障害者等すべての人が安心して暮らせるまちづくりに寄与していく。	現状維持
取組項目 ii	福祉サービスに関する 苦情解決事業費	—	—	引き続き福祉事業所等の段階で解決できない苦情やトラブルなどについて、必要な助言、相談等を行い、福祉サービスの適切な利用・提供を支援していく。	現状維持
	福祉サービス第三者 評価推進事業費	—	—	第三者評価が、福祉施設のサービス向上、利用者への適切な情報開示につながることから、保育所については、補助制度の積極的な利用を図り、保育所以外の福祉サービスについては、引き続き事業種別ごとに当該事業を実施することの意義の周知を図っていく。	現状維持
取組項目 iii	身障者用駐車場利用 証事業費	—	—	パーキングパーミット制度は、身障者用駐車場を利用できる者を明確にすることにより、身障者用駐車場の適正利用を図るものであるが、利用者及び協力施設のみに限らず、全県民が制度を理解することにより、利用者及び協力施設の拡大、制度の適正利用につながるため、今後も引き続き、制度理解への周知を行っていく。	現状維持
取組項目 iv	福祉のまちづくり推進 補助事業費	—	—	近年、申請件数が減少しつつあり、一定の政策目標を達成しており、既存の介護保険制度や日常生活用具給付等事業による住宅改修や低所得者、障害者または高齢者に対して行う生活福祉資金貸付制度の活用等により、高齢者等に配慮した住宅改修ができることから、平成29年度をもって事業を廃止する。	廃止